

平成28年11月14日
日本生命保険相互会社

UCDAアワード2016 「情報のわかりやすさ賞」の受賞について

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が主催するUCDAアワード2016の生命保険分野・注意喚起情報部門において、「情報のわかりやすさ賞」を受賞しました。

「注意喚起情報」は、ご契約に関する注意事項をお客様にご理解いただくための書面であり、当社は、2000年度に注意喚起情報の前身である「特に重要なお知らせ」を作成して以来、わかりやすさの観点から構成や内容等の見直しを重ねてまいりました。2014年度からは、生命保険協会による「募集文書の簡素化・わかりやすさの実現に向けた取組み」に沿う形で、文字量の削減や図の挿入等の更なる工夫を行ってまいりました。

第7回となるUCDAアワード2016は、『「情報品質」という大きな責任』をテーマに開催されました。今回の受賞は、当社の「注意喚起情報」のわかりやすさ・情報品質が高く評価されたもので、2013年度から4年連続の受賞となります。

<主な受賞理由>

- 図版ピクトや文字の色・大きさ等を効果的に活用し、かつ、不利益情報に配慮したレイアウトとすることにより、注意喚起すべき内容が明確な文書となっていること
- 強調箇所が整理されている結果、お客様にとって理解しやすい文書となっており、商品の安心・安全をきちんと伝える「情報品質」を高く備えていること

今後も、お客様のニーズにきめ細やかにお応えできる魅力的な商品・サービスの提供とあわせて、お客様にとって必要な情報をよりわかりやすくお伝えできるよう努めてまいります。

■UCDAアワードについて

企業（団体）・行政が生活者に提供するさまざまな情報媒体を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して「第三者」が客観的に評価し、優れたコミュニケーションデザインを表彰するものです。

「第三者」による客観的な評価



■一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会について

2007年任意団体として設立（2009年11月に一般社団法人化）。視覚情報伝達の領域に、人間中心設計の考え方を導入。生活者の生命・財産に関わる金融コミュニケーションの分野を中心に、第三者機関として「わかりやすさ」の認証制度を行っています。産業・学術・生活者の第三者による研究および評価・改善活動で情報の伝達効率を向上させ、発信者である企業・団体と、受信者である生活者、双方の利益に資することを目指しています。

<ご参考：当社の注意喚起情報について>

当社の注意喚起情報は、図版ピクトや文字の色・大きさ等を効果的に活用し、不利益情報に配慮したレイアウトとする等、「情報のわかりやすさ」を重視しています。

【当社の注意喚起情報イメージ】

注意喚起情報

— ご契約に関する注意事項 —

この「注意喚起情報」には、特にご注意くださいことや不利益となることを記載しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合など、お客様にとって不利益となること記載された部分については必ずご確認ください。
- 現在の契約について保障見直し制度—一部保障見直し制度を利用する場合や、解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。

特にご注意ください事項・不利益となる事項

1 クーリング・オフ制度…………… 01 ● 制度の利用期間には制限があります	7 保険料の払込みがない場合等の取扱い …… 07 ● 保険料の払込みがなければ保険契約は解除されます
2 健康状態等の告知義務…………… 02 ● 正しく告知いただけないと保険契約または特約は解除されます	8 保険金等の請求…………… 08
3 責任開始（保障の開始）…………… 03	9 保険金等をお支払いできない場合…………… 09
4 高度障がい保険金等の取扱いがないこと…………… 03	10 解約と解約払戻金…………… 09 ● 解約払戻金は払込保険料の合計額より少なく、まったくないこともあります
5 保障見直し制度—一部保障見直し制度を利用する場合…………… 04	11 確認担当職員による申込内容、告知内容、保険金等の請求内容等の確認…………… 10
6 現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約の申込みをする場合…………… 06	12 生命保険会社が経営破綻した場合等…………… 10
	13 相互会社運営…………… 10

相談・照会・苦情の連絡先…………… 11

保険金等の支払事由や保険金等をお支払いできない場合等の詳細、およびご契約内容に関する事項は、[「ご契約のしおり—定期・約款」](#)（当冊子）に記載しています。また、ご契約内容によっては、個々の取扱いが異なることがあります。詳しくは、[「ご契約のしおり—定期・約款」](#)（当冊子）を確認ください。

注意喚起情報

特にご注意くださいことや不利益となることを記載していますので、必ずお読みください。

3 責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

[「ご契約のしおり」 P.15, P.40](#)

- 当社の生命保険募集人（*）は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。
* 当社職員、専業代理店および専業代理店の取扱担当者になります。
- 保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

責任開始（保障の開始）〈例〉

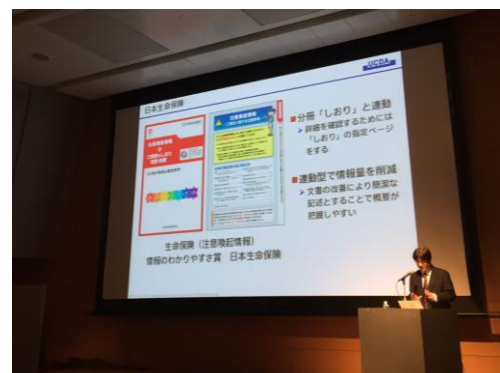
当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にかつて、責任（保障）を開始します。

4 高度障がい保険金等の取扱いがないこと

この保険には、所定の高度障がい状態該当時に、死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

- この保険（ニッセイみらいのカチ）には、次の保障はありません。
 - 所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金
 - 所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除（保険料払込免除特約を付加することにより、別途、保険料の払込みを免除する取扱いがあります。）

<ご参考：表彰式の様子>



以上